

諏訪市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、下記のとおり指定納付受託者として指定したので、同条第2項及び諏訪市財務規則（昭和55年諏訪市規則第1号）第40条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

諏訪市長 金子 ゆかり

記

指定納付受託者		指定納付受託者が納付事務を行う 歳入等の内容	指定をした日
名称	住所又は主たる事務所の所在地		指定の期間
三井住友カード株式会社	大阪府中央区今橋四丁目5番15号	キャッシュレス決済を利用して納付される諏訪市手数料徴収条例（平成12年条例第11号）別表総務部関係の表(1)及び(2)に定める手数料並びに同表市民環境部関係の表(1)から(19)までに定める手数料	令和8年4月1日
			令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
株式会社八十二カード	長野市大字中御所218番地11	キャッシュレス決済を利用して納付される諏訪市手数料徴収条例（平成12年条例第11号）別表総務部関係の表(1)及び(2)に定める手数料並びに同表市民環境部関係の表(1)から(19)までに定める手数料	令和8年4月1日
			令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
富士フィルムシステムサービス株式会社	東京都板橋区坂下一丁目19番1号	法人請求オンラインサービスを利用して納付される住民票、除票に関する証明書交付手数料	令和8年4月1日
			令和8年4月1日から令和9年3月31日まで